

狛江市長 宛て

犬の所有者 住 所 狛江市

(フリガナ)

氏 名

電話番号

[法人に当たっては、名称、主たる事務所の所在地 及び代表者の氏名]

飼い犬に関する申請（届出）書

飼い犬に関する申請・届出の種類を選択してください。（該当項目すべての□にレ）

- ① 新規登録申請 (狂犬病予防法施行規則第3条の規定による)・・・¥3,000
- ② 鑑札再交付申請 (狂犬病予防法施行規則第6条の規定による)・・・¥1,600
- ③ 登録事項変更届 (狂犬病予防法施行規則第9条の規定による)
*転入で他市での登録ありの場合、③の手続きをしてください。
- ④ 狂犬病注射済票交付申請 (狂犬病予防法第5条第2項の規定による)・・・¥550
- ⑤ 狂犬病注射済票再交付申請 (狂犬病予防法施行規則第13条第1項の規定による)・・・¥340
- ⑥ マイクロチップ除去による鑑札交付申請 (動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定による)・・・¥1,600

犬の所在地 <input type="checkbox"/> 犬の所有者と同じ	狛江市				
種 類		毛 色		生年月日	
犬 の 名		性 別	オス・メス	犬の特徴	
マイクロチップ識別番号（15桁）					

*③登録変更届のみ変更内容を御記入ください。（該当項目すべての□にレ）

変更項目	変更前
<input type="checkbox"/> 所在地	
<input type="checkbox"/> 飼い主名	
<input type="checkbox"/> 犬の名	

*④⑤狂犬病注射済票交付(再交付)申請の場合のみ御記入ください。

動物病院名	※申請者記入必須	獣医師名	
注射年月日	※申請者記入必須	済票番号	※市役所記入

狛江市交付鑑札番号
※市役所記入
年度 号

旧鑑札番号（添付）
※市役所記入又は鑑札貼付
登録 有・無 旧鑑札番号（ ）
健康推進課 確認済

日付印

飼い犬に関する申請（届出）書

※令和4年6月1日以降に、新しく犬を家に迎えた方へ

鑑札交付のための市への登録届出が不要の場合があります。裏面の申請書記入の前に、まず以下をご確認ください。

※狂犬病予防注射済票交付申請等の方は、裏面の記入をお願いします。

□にチェックを入れてください。

(1) あなたの新しい飼い犬にはマイクロチップが装着されていますか？

➡ されている。

➡(2)へ

➡ されていない。する予定もない。※動物販売業者¹から購入した以外の犬に限る。

➡市民課窓口で「①新規登録申請」の手続きを行い鑑札の交付を受けてください。

➡ されていないが、近々装着する予定。※動物販売業者から購入した以外の犬に限る。

➡(3)へ

※動物販売業者以外の所有者（飼い主）から譲渡、または購入した犬のマイクロチップ装着は、努力義務とされています。

(2) 環境省の指定登録機関のデータベースに飼い主の変更登録の届出をしていますか？

➡ している。

➡**狛江市への届出不要**

狛江市では、装着したマイクロチップを鑑札とみなすため市への届出は不要です。

※今後、市外に転居した場合は自治体によって対応が異なるため転居先の自治体にお問い合わせください。

➡ していない。

➡環境省の指定登録機関のデータベースへ変更登録の届出をお願いいたします。それにより、狛江市では、装着したマイクロチップを鑑札とみなすため市への届出が不要となります。

※今後、市外に転居した場合は自治体によって対応が異なるため転居先の自治体にお問い合わせください。

(3) 動物病院などでマイクロチップを装着して貰い、獣医師などから出された装着証明書をもって環境省の指定登録機関のデータベースに登録をしてください。

それにより、狛江市では、装着したマイクロチップを鑑札とみなすため市への届出が不要となります。

※今後、市外に転居した場合は自治体によって対応が異なるため転居先の自治体にお問い合わせください。

↓詳しくはこちら↓

犬と猫のマイクロチップ情報登録

<https://reg.mc.env.go.jp>

(令和4年6月1日から利用可)



¹「動物販売業者」とは、動物の愛護及び管理に関する法律における「第1種動物取扱業」の登録を受けている者。